[財審様式6 (別表) ]

[規則様式4 (別表) ]

２０１７年　　　月　　　日

東京都千代田区平河町２－１４－３

公益社団法人日本青年会議所

専務理事　　　寺尾　忍　殿

公益社団法人日本青年会議所

　　　　　　　　　　　　　　　協議会

　　　　　　　　　会議・委員会

**講師等出演依頼に伴うマイナンバーの提出について**

公益社団法人日本青年会議所の講演等依頼につきまして、謝礼に係る源泉所得税の発生に伴い、以下の

通り出演者（契約者）のマイナンバーを提出致します。

　　事業名　　　　 ：

　　事業実施日　　 ：　　　　　　　年　　　　　月　　　　日

　　出演者（契約者）：

　　出演者（契約者）のマイナンバー（個人：１２桁）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　　　　　※　ご記入いただいたマイナンバーは、公益社団法人日本青年会議所事務局にて管理し、

　　　　　　　税務書類作成事務で使用の上、税務署へ提出し、法定保存年限後、廃棄致します。

**※担当会議・委員会におけるマイナンバー取扱い上のご注意**

１．マイナンバーは、**講師等出演依頼承諾書の署名時に、利用目的（税務書類作成事務の為）を告げた上で、個人番号カード等による本人確認を行い、契約者様本人からいただいてください。**

２．マイナンバーは個人情報です。**本状は手書でご記入いただき、データ化してはいけません。**

**紙原本のみ取扱いし、議案書上に反映してはいけません。**

３．日本ＪＣ本会の各会議・委員会におかれましては、**講師等出演依頼承諾書のコピーと本状原　　　 　　本を、審議クールでのコンプライアンス審査会で規則審査会議に提出**ください。

４．地区・ブロック協議会におかれましては、**会員会議所開催毎に講師等出演依頼承諾書のコピーと本状原本を、公益社団法人日本青年会議所事務局　経理宛に書留にて送付**ください。

５．取得したマイナンバーが漏洩した場合や目的外の使用があった場合には、法律による罰則規定

等があります。厳重に注意して取扱いください。